

「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広域プロジェクト創設支援業務 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸(六甲山・有馬温泉)、淡路島の地域資源を活用し、ウェルネスをテーマに国内外のモダンラグジュアリー層の誘客を目指す広域プロジェクトを創設するための、「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広域プロジェクト創設支援業務(以下「業務」という。)を委託するための公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2)契約候補者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1)プロポーザルの実施の目的に関すること。
- (2)プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3)プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- (4)募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5)応募に関する書類(以下「提出書類」という。)の種類、著作権の帰属及び取扱方法等に関すること。
- (6)応募に要する費用に関すること。
- (7)契約候補者の選定方法及び公表に関すること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して14日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後に、説明会を開催する。

(質疑回答の通知)

第6条 県は第3条第4号の質疑の内容及び回答を応募者全員に通知するものとする。

(提出書類)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が指定する提出書類を別に定める期限までに、提出しなければならない。

- (1) 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- (2) 提出書類は非公開とする。ただし、県は、提出書類の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- (3) 県は、提出書類を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから契約候補者を選定するため、審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(契約候補者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査結果に基づき、契約候補者を決定するものとする。

(契約候補者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県企画部 SDGs 推進課が所掌するものとする。

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県企画部 SDGs 推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月 25 日から施行する。